

(参考) 被災3県における対策③ (国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策)

国土交通省 予定価格の適切な設定等

- 実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定
 - ・平成25年4月より21.0%引上げた単価を、平成26年2月に、さらに8%、合計31%引上げ
- 資材調達不足等による作業効率の低下を見込んだ適切な積算
 - ・土工とコンクリート工における復興歩掛の設定
 - ・復興係数による間接工事費の割増
- 各種スライド条項の活用の徹底
 - ・契約後の資材や労務費の高騰に対応するスライド条項を適切に設定・活用
 - ・手続きを大幅に簡素化(単品スライド)
- 点在する工事での工事箇所毎の間接工事費算定
 - ・工事箇所が点在する場合に必要な経費を適切に計上するため、工事箇所毎に間接工事費を算定することができる条件を緩和

技術者・技能者の確保

- 地域の実情等に応じて、発注ロットの大型化など適切な規模での発注
- 復興JVの活用
 - ・登録件数 国交省3、農水省12、宮城県109、岩手県31、仙台市6、石巻市23
- 主任技術者の兼任要件の緩和(5km→10km)
 - ・近接した施工場所において主任技術者が兼任して管理できる範囲を、これまでの5km程度から10km程度に緩和
- 東北六県における各発注機関の発注見通しを統合して公表
 - ・建設業者が発注見通しの全容を把握し、技術者・技能者の配置や資機材の調達を行い易い環境を整備するため、各発注機関の発注見通しを統合して地区毎に公表
- 人材の遠隔地調達に対する追加コストの精算払い
 - ・労働者の確保方策に変更があった場合に必要となる間接費(宿泊費、通勤代)について、設計変更での対応を可能とする

資材等の確保

- 資材連絡会・分科会等の設置・拡充
 - ・建設資材の需要・需給の見通しを公共工事発注機関、資材団体、建設業団体等で情報共有。必要に応じ、資材別・地区別での情報連絡会を開催(平成23年以降、東北地方連絡会等を111回開催)
 - ・生コンが不足する地域における公共プラントの新設(直轄整備(宮古、釜石)平成26年9月、宮城県整備(石巻、気仙沼)平成26年5月稼働開始)、ミキサー船の活用等地域ごとの課題に応じた安定的な供給策を検討・実施
 - ・平成25年9月に「災害公営住宅整備に係る資材対策等に関する情報連絡会」を設置
- トラック(ダンプカーを含む)の被災地特例の延長
 - ・被災地外から応援に来ているトラック(ダンプカーを含む)に関し、運転者が6日以内に戻らねばならない所属営業所を被災地拠点でも可とする特例の期限を平成27年度末まで延長
- 資材等の遠隔地調達に対する追加コストの精算払い
 - ・資材等を遠隔地調達せざるを得ない場合に、工事の設計変更による追加コストの精算払いを実施
 - ・土砂と碎石については、実態に応じて、購入場所(土場)までの引取費用を含む単価で精算変更を可能とする

事業スピードアップのための市町村等の発注業務支援

- CM方式等を活用した復興事業の加速化
 - ・URは、市町村から受託した復興まちづくりについて、複数地区の調査、設計、施工を一括でCMRに発注し、復興まちづくりをスピードアップを実現(女川町・東松島市・陸前高田市・山田町・宮古市・大槌町・気仙沼市・南三陸町・大船渡市・釜石市・いわき市・石巻市)
 - ・地方公共団体等は、大規模工事で発注者が行うマネジメント業務に民間ノウハウを活用する方式を採用(事業促進PPP、CM方式(ピュア型)等)

公共建築工事の施工確保

- 災害公営住宅 工事確実実施プログラム(H26.9.27公表)
 - ・被災地の個別の実情を踏まえ、発注・入札段階、工事実施段階、工事後の精算段階等における的確な対応策を導入・徹底し、その実施状況をきめ細かく把握
- 「営繕積算方式」の普及・促進(H26.9.27公表)
 - ・実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格を設定するための積算手法(「営繕積算方式」等)の普及促進

■ 食品中の放射性物質への対応の流れ

■ 食品中の放射性物質に関する基準値の設定

原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として対応（平成23年3月17日～24年3月31日）
厚生労働省薬事・食品衛生審議会などでの議論を踏まえ、基準値を設定（平成24年4月1日～）



■ 食品中の放射性物質に関する検査

17都県を中心に地方自治体において、検査計画に基づく検査を開始(23年3月18日～)

平成23年 3月18日～平成24年 3月31日	137,037件、うち暫定規制値超過 1,204件（0.88%）
平成24年 4月 1日～平成25年 3月31日	278,275件、うち基準値超過 2,372件（0.85%）
平成25年 4月 1日～平成26年 3月31日	335,874件、うち基準値超過 1,025件（0.31%）
平成26年 4月 1日～平成27年 1月31日	268,257件、うち基準値超過 456件（0.17%）



■ 超過食品の回収、廃棄

食品衛生法に基づき、基準を超えた食品については、同一ロットの食品を回収、廃棄

【原子力災害対策本部】

■ 食品の出荷制限

原子力災害対策特別措置法に基づき、基準を超えた地点の広がり等を踏まえ、県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限等を指示（平成23年3月21日～）



■ 食品の出荷制限等の解除

【原子力災害対策本部】

直近の1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下 など

■ 食品中の放射性物質に関する基準値について

- 食品中の放射性物質の基準値は、食品の国際規格を策定しているコーデックス委員会※のガイドラインである、**年間線量1ミリシーベルト**を指標としており、国際的な考え方に準拠したもの。

※（FAO（国連食糧農業機関）とWHO（世界保健機構）の合同委員会）

放射性セシウムの基準値

（平成24年4月～現在）



食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

（単位：ベクレル/kg）

※ 現行基準値は、放射性セシウム以外の核種（ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）からの線量を含め、食品を摂取することにより受ける線量が、年間1ミリシーベルトを超えないように放射性セシウムの基準値を設定している。

■ 原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の対象食品

(平成27年2月9日時点)

県名	出荷制限品目
福島県	(一部地域) 原乳、ホウレンソウ・コマツナ等の非結球性葉菜類、キャベツ等の結球性葉菜類、ブロッコリー等のアブラナ科の花蕾類、カブ、原木シイタケ(露地・施設栽培)、原木ナメコ(露地栽培)、 キノコ類(野生のものに限る。) 、 タケノコ 、わさび(畑において栽培されたものに限る。)、 うど(野生のものに限る。) 、 くさそてつ(ごごみ) 、こしあぶら、 ぜんまい 、うわばみそう(野生のものに限る。)、 たらのめ(野生のものに限る。) 、 ふき(野生のものに限る。) 、 ふきのとう(野生のものに限る。) 、 わらび 、ウメ、ユズ、クリ、キウイフルーツ、小豆、 大豆^{注1} 、米(平成23・24・25年・26年産 ^{注1})、ヤマメ(養殖を除く。)、ウグイ、ウナギ、アユ(養殖を除く。)、イワナ(養殖を除く。)、コイ(養殖を除く。)、フナ(養殖を除く。)、クマ肉 (全域) 牛肉 ^{注1} 、イノシシ肉、カルガモの肉、キジの肉、ノウサギの肉、ヤマドリ肉、海産物(34種)
青森県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)
岩手県	(一部地域) 原木クリタケ(露地栽培)、原木シイタケ(露地栽培)、原木ナメコ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。)、タケノコ、こしあぶら、ぜんまい、 たらのめ(野生のものに限る。) 、せり(野生のものに限る。)、 わらび(野生のものに限る。) 、大豆 ^{注1} 、スズキ、クロダイ、イワナ(養殖を除く。)、ウグイ (全域) 牛肉 ^{注1} 、シカ肉、クマ肉、ヤマドリ肉
宮城県	(一部地域) 原木シイタケ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。)、タケノコ ^{注1} 、くさそてつ(ごごみ)、こしあぶら、ぜんまい、米(平成25年産 ^{注1})、イワナ(養殖を除く。)、アユ(養殖を除く。)、ヤマメ(養殖を除く。)、ウグイ (全域) 牛肉 ^{注1} 、イノシシ肉、クマ肉、クロダイ、スズキ
山形県	(全域) クマ肉
茨城県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培)、タケノコ、こしあぶら(野生のものに限る。)、イシガレイ、アメリカナズ(養殖を除く。)、ギンブナ(養殖を除く。)、ウナギ (全域) イノシシ肉 ^{注1} 、コモンカスベ、シロメバル、スズキ
栃木県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培) ^{注1} 、原木クリタケ(露地栽培)、原木ナメコ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。)、タケノコ、くさそてつ(ごごみ)(野生のものに限る。)、 こしあぶら(野生のものに限る。) 、さんしょう(野生のものに限る。)、 ぜんまい(野生のものに限る。) 、 たらのめ(野生のものに限る。) 、 わらび(野生のものに限る。) 、クリ、 イワナ(養殖を除く。) (全域) 牛肉 ^{注1} 、イノシシ肉 ^{注1} 、シカ肉
群馬県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)、イワナ(養殖を除く。)、ヤマメ(養殖を除く。) (全域) イノシシ肉、クマ肉、シカ肉、ヤマドリ肉
埼玉県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)
千葉県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培)、タケノコ、ギンブナ、コイ、ウナギ (全域) イノシシ肉 ^{注1}
新潟県	(一部地域) クマ肉
山梨県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)
長野県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)、 こしあぶら
静岡県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)

注1) 福島県・岩手県・宮城県・栃木県の牛肉、茨城県・栃木県・千葉県のイノシシ肉、福島県の24年・25年・26年産米、福島県・岩手県の大豆、福島県・岩手県・宮城県・栃木県・千葉県の原木シイタケに係る出荷制限については、知事の管理下のもとで出荷するものについて一部解除

注2) **太字**については、平成26年4月以降、新たに出荷制限の指示又は指示対象範囲が拡大した品目を指す

■ 流通食品をもとにした線量推計について

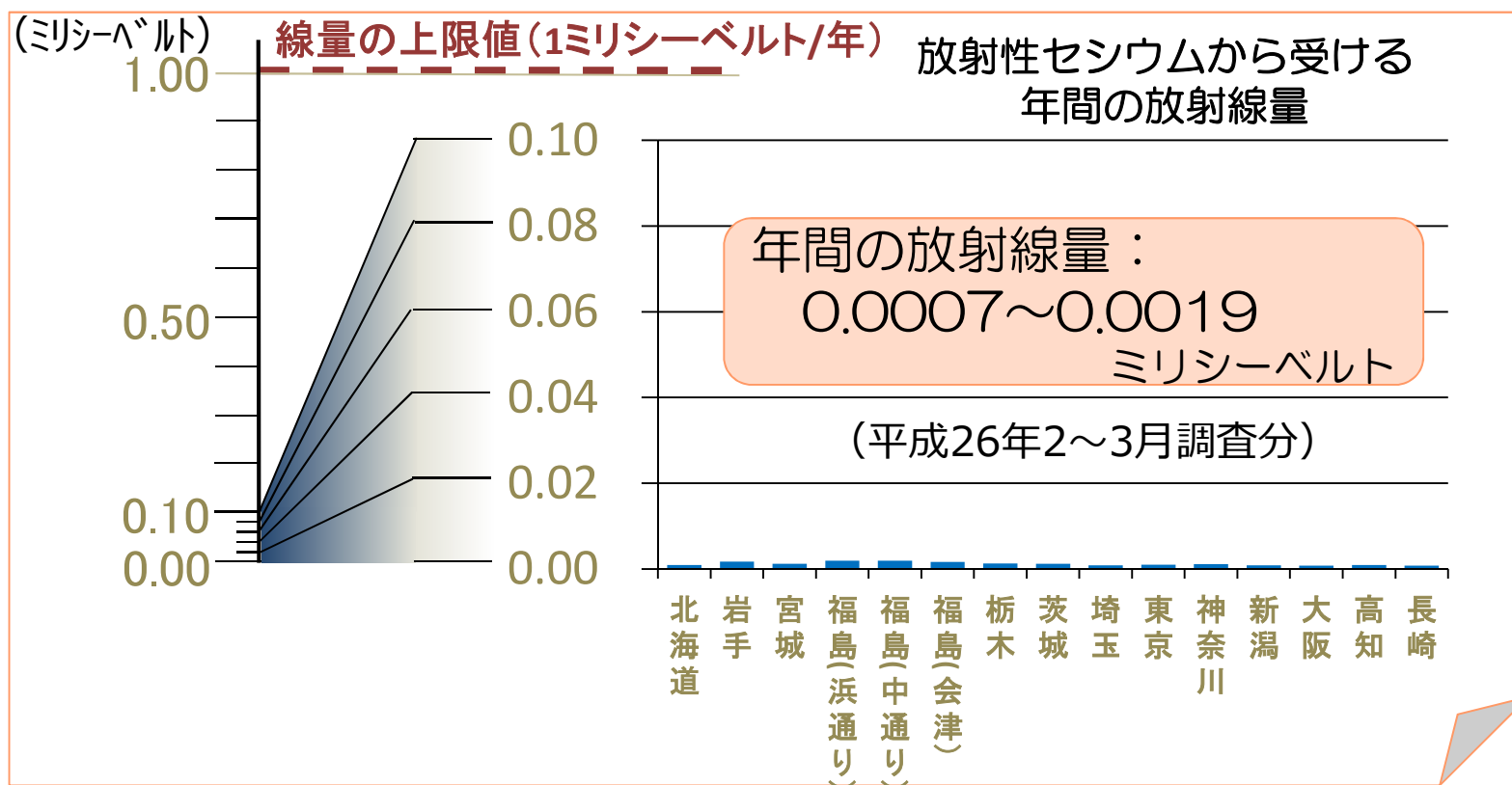
● 平成23年秋以降、随時、各地で流通する食品を購入し、放射性セシウムを測定

国民の食品摂取量(国民健康・栄養調査)の、地域別平均に基づいて購入し、混合して測定

◆通常の食事の形態に従った、簡単な調理をして測定

◆生鮮食品はできるだけ地元産・近隣産のものを購入

● この測定結果をもとに、1年間に受ける線量を推計



実際の線量は、基準値の設定根拠である年間1ミリシーベルトの1%以下

■ (参考) 食品をもとにした線量推計について

● 平成23年秋以降に実施した線量推計結果一覧表

公表時期	調査時期	調査方法	調査対象	調査結果
平成23年12月22日	平成23年9-11月	流通食品を計量	3地域	0.0024~0.019mSv/y
平成25年3月11日	平成24年2-3月	流通食品を計量	12地域	0.0009~0.0094mSv/y
平成25年3月11日	平成24年3-5月	家庭の食事（乳児、高齢者、妊婦等を含む7区分）	9地域	0.0012~0.0039mSv/y
平成25年6月21日	平成24年9-10月	流通食品を計量	15地域	0.0009~0.0057mSv/y
平成25年11月8日	平成25年3月	家庭の食事（幼児と成人の2区分）	10地域	0.0001~0.0022mSv/y
平成25年12月13日	平成25年2-3月	流通食品を計量	15地域	0.0008~0.0071mSv/y
平成26年7月10日	平成25年9-10月	流通食品を計量	15地域	0.0008~0.0027mSv/y
平成26年11月26日	平成26年2-3月	流通食品を計量	15地域	0.0007~0.0019mSv/y

■ 食品中の放射性物質対策に関するリスクコミュニケーションの主な取組

1. 広報の実施

○政府広報

平成24年度の政府の重点広報テーマの一つとして、新聞、ラジオ、インターネット等の媒体により、幅広く基準値や検査体制等について、関係省庁と連携し、広報を実施。

○キャンペーン「食べものと放射性物質のはなし」

平成24年9月～12月まで、関係省庁（消費者庁、内閣府食品安全委員会、農林水産省）と連携し、スーパーマーケットの食品売り場や公共施設等において、ポスターの掲示や、リーフレットの配布を実施。

○厚生労働省のホームページ「食品中の放射性物質への対応」における情報提供

対策の概要資料、Q & A、試験法や検査計画に関するガイドライン等を掲載。また、地方自治体からの検査結果を取りまとめ、基準値超過の有無に関わらず全てを公表。対策の概要や検査結果については英文での情報発信を実施。

○その他

- ・リーフレット：基準値の概要について、一般消費者向けのリーフレットを作成。
- ・ラジオ：内閣府被災者生活支援チームによる福島県内のラジオ放送で基準値について説明。
- ・地方自治体の広報誌等による広報：都道府県や市町村の広報誌等への広報・周知を要請。

2. 説明会の開催

○消費者、生産者等との意見交換会

食品中の放射性物質の基準値等について、消費者、事業者、生産者等を対象に、関係省庁及び地方自治体と連携しながら、全国各地で意見交換会を開催。
(平成23年度：7箇所 平成24年度：27箇所 平成25年度：8箇所 平成26年度：6箇所)

○講演会等への講師派遣

地方自治体及び団体が主催する講演会等にも担当者を派遣。



東電福島第一原発作業員の被ばく線量管理の対応と現状

事故後、東電福島第一原発で働いた作業員は約4万1千人（平成26年12月末日までの入場者）。緊急作業で250mSv超が6人、100mSv超が174人。ステップ2完了後も被ばく線量の高い作業があるため、被ばく線量の低減等について、引き続き厳しく指導する。

●東電福島第一原発における作業員の被ばく状況

表1. 震災発生後からの全作業員の累積被ばく線量

区分 (mSv)	H23.3～H26.12月累積線量		
	東電社員	協力会社	計
250超	6	0	6
200超～250	1	2	3
150超～200	26	2	28
100超～150	117	20	137
75超～100	290	175	465
50超～75	327	1,253	1,580
20超～50	618	5,342	5,960
10超～20	581	4,958	5,539
5超～10	487	4,667	5,154
1超～5	807	8,734	9,541
1以下	1,132	11,024	12,156
計	4,392	36,177	40,569
最大 (mSv)	678.80	238.42	678.80
平均 (mSv)	23.11	10.85	12.17

250mSv超
6人

100mSv超
174人

50mSv超
0人

表2. 平成26年度の作業員の累積被ばく線量

区分 (mSv)	H26.4～H26.12月累積線量		
	東電社員	協力会社	計
100超	0	0	0
75超～100	0	0	0
50超～75	0	0	0
20超～50	5	604	609
10超～20	17	1,651	1,668
5超～10	130	2,340	2,470
1超～5	573	5,015	5,588
1以下	898	6,954	7,852
計	1,623	16,564	18,187
最大 (mSv)	24.18	39.85	39.85
平均 (mSv)	1.74	4.27	4.05

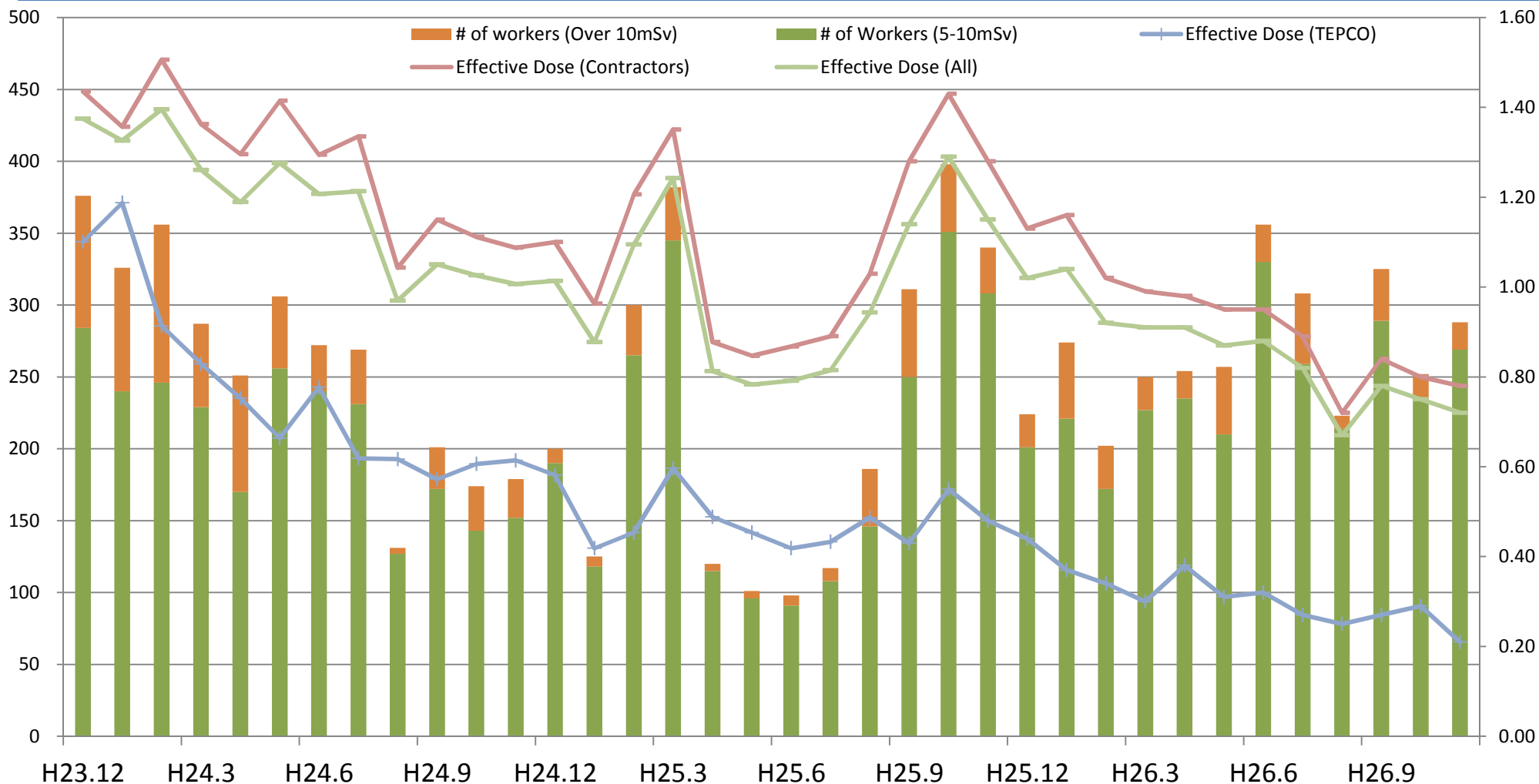
注1 法定被ばく限度は、通常時は50mSv/年かつ100mSv/5年、緊急作業(事故対応作業)時は100mSv

注2 平成23年3月14日に、東電福島第一原発の緊急作業中の被ばく限度を100mSvから250mSvへ引き上げる特例省令を施行

注3 平成23年12月16日のステップ2の完了とともに250mSvの特例省令を廃止し、原則として通常時の被ばく限度を適用(50mSv/年かつ100mSv/5年)。(原子炉冷却等の作業従事者(東電社員のみ約500人)は、引き続き緊急作業時の被ばく限度(100mSv)を適用)

東電福島第一原発の作業員の被ばく線量の推移(H23.12~H26.12)

- ひとり当たりの月平均被ばく量は、平成25年10月以降減少傾向にあるが、作業員数の増により、月間5mSvを超える高い被ばくをした作業員の人数は高止まりしている。
- 東京電力及び元請事業者に対し、被ばく線量低減対策を指導している。(時間管理の徹底、遮へい、労働者の確保など)
 (注) 電離放射線障害防止規則による被ばく線量限度は、実効線量で50mSv/年かつ100mSv/5年(H23.03~H28.3)。皮膚等価線量500mSv/年。水晶体150mSv/年。
 (注) 最新月の数字は電子線量計による暫定値



東電福島第一原発作業員の長期健康管理に関する取組

①緊急作業従事者（約2万人）については、被ばく限度を一時的に250mSvに引き上げていたため、「指針」（平成23年10月11日公表）に基づく、長期的な健康管理に取り組む。

1 データベースの整備

- ・個人識別情報（氏名、所属事業場、住所等）
- ・被ばく線量、作業内容
- ・健康診断結果等の情報
- ・健康相談、保健指導等の情報
- ・その他健康管理に必要な項目（生活習慣等）

提出
(データベース
での管理)

厚生労働省

- ・データベースの運用・管理
- ・健康相談、健康診断等の事務
- ・データの照会業務

2 健康管理の実施事項

データベースの構築に併せて、被ばく線量に応じて健康診断等を実施する（※1）。

具体的な健康診断等の実施事項

- **全ての緊急作業従事者に実施**
 - ・法令に基づく健康診断（一般健康診断、電離放射線健康診断等）を実施
 - ・メンタルヘルスクアを含めた健康相談、保健指導を実施
- **50mSv（※2）を超える緊急作業従事者に実施**
 - ・上記に加え、白内障に関する眼の検査を実施
- **100mSv（※2）を超える緊急作業従事者に実施**
 - ・上記に加え、甲状腺の検査、がん検診（胃、肺、大腸）を実施

申請に基づき
手帳を交付
(線量情報の記
載、健診受診の
際の証明)

データベー
ス登録証を
交付
(データ照会の
際の証明)

※1 健康診断費用等は事業者負担。ただし、50mSvを超える者については、①転職した後に放射線業務についていない場合、②緊急作業時の企業（中小企業のみ）に継続して雇用されているが、放射線業務に従事していない場合、③現に事業者には雇用されていない場合には国が費用負担

※2 緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量

② 緊急作業従事者以外の者（平成23年12月16日以降に作業に従事した約1万1千人）について

- ・法令に基づく健康診断（一般健康診断、電離放射線健康診断等）を実施
- ・法令に基づく健康相談、保健指導を実施

除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策

除染電離則で規制する業務

- 1 土壌等の除染等の業務、廃棄物収集等業務 ※1mSV = 1,000 μ Sv (マイクロシーベルト)
- ・ 8県の除染特別地域(避難指示区域)と汚染状況重点調査地域(0.23 μ Sv/時超)で行う除染作業や廃棄物の収集・運搬・保管業務
- 2 特定汚染土壌等取扱業務
- ・ 1万Bq/kgを超える汚染土壌等を取り扱う業務(インフラ復旧、営農、営林(主に2.5 μ Sv/時超の地域))
- 3 特定線量下業務
- ・ 2.5 μ Sv/時を超える場所(概ね避難指示区域内)で行う、1と2以外の業務(測量等、運輸業、屋内産業(製造業等))

除染電離則の概要

- ① 除染等業務従事者の被ばく線量を5年間で100mSvかつ1年間で50mSv以下とすること、
- ② 適切な線量管理と結果の記録・保存、③ 事前調査の実施と作業計画の策定、
- ④ 汚染防止のための措置と汚染検査、⑤ 必要な保護具、⑥ 特別の教育、⑦ 健康診断

事故由来廃棄物等の処分業務従事者の放射線障害防止対策

改正電離則で規制する業務

- 1 以下の「事故由来廃棄物等」の処分の業務
- ① 除染等の措置に伴い生じた土壌のうち、放射能濃度が1万ベクレル毎キログラムを超えるもの(除去土壌)
 - ② 事故由来放射性物質(東電福島第一原発事故により発生した放射性物質)により汚染された廃棄物で、1万ベクレル毎キログラムを超えるもの(汚染廃棄物)
- (注)廃棄物等の処分過程での濃縮等により、セシウム以外の放射性同位元素が電離則が定める量と濃度の下限値を超えた事故由来放射性物質も含まれる。
- 2 「処分」には、以下の業務が含まれる。
- ①最終処分(埋立)及び中間貯蔵、②中間処理(選別、破碎、圧縮、濃縮、焼却等)、③関連施設・設備の保守点検業務

規制の概要

- ① 事故由来廃棄物等の処分を行う設備が満たすべき要件、② 汚染の拡大防止のための措置、③ 作業の管理等
- ④ 特別の教育、⑤ 除染特別地域等に処分施設を設置する場合の特例

東京電力福島第一原発緊急作業従事者に対する疫学的研究

1 趣旨

- 東京電力株式会社福島第一原子力発電所においては、平成23年3月14日から同年12月16日まで、緊急被ばく線量限度を100ミリシーベルトから250ミリシーベルトに引き上げていた。この間、約2万人の緊急作業従事者が作業に従事し、174人が通常作業の5年間の線量限度である100ミリシーベルトを超えた。
- 本検討会は、厚生労働省の長期健康管理データベースを活用し、緊急作業従事者の放射線被ばくによる健康影響を調査するための疫学研究の研究計画を策定するにあたり、留意すべき基本的な考え方をとりまとめた。

2 調査対象集団、研究手法等

1 対象・規模

緊急作業従事者2万人全員を調査対象集団とする。調査期間は、原則として調査対象者の生涯とする

2 研究対象となるばく露因子

(1) 累積被ばく線量による健康影響を調べることが基本。その上で、「短期間に被ばくをしたこと」や、「臓器別の被ばく線量」による健康影響を調べる場合は、対象集団の中に小集団を設定して調査

(2) 心理的影響についても調査

3 研究手法

(1) 対象集団全員を対象とした前向きコホート調査(集団を生涯にわたり追跡する研究手法)

(2) 単に調査するだけでなく、必要に応じ、精密検査のための医療機関の受診、保健指導の勧奨等

(3) 統計上有意差のあった結果のみならず、有意差がなかった解析結果についても公表

4 集団の追跡・維持

(1) 長期健康管理データベースの運営の一環として、厚生労働省が現況調査を実施し、調査対象集団を追跡・維持

東日本大震災からの復興関係施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項	施策の対象となる地域	所管課室	担当係	担当者	内線
地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業 (被災者健康・生活支援総合交付金のメニュー)	岩手県、宮城県、福島県、山形県、新潟県、長野県、愛知県	社会・援護局地域福祉課	地域福祉係	滝澤	2859
被災者健康・生活支援総合交付金 (被災した子どもの健康・生活対策総合支援事業)	—	雇用均等・児童家庭局総務課	調整係	香取	7830
子ども健やか訪問事業	岩手県、宮城県、福島県	雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室	自治体支援係	野田	7946
仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業	仮設住宅設置県(岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、栃木県、長野県)	雇用均等・児童家庭局育成環境課	予算係	二ノ宮	7907

遊具の設置や子育てイベントの開催	岩手県、宮城県、福島県	雇用均等・児童家庭局 育成環境課	予算係	二ノ宮	7907
親を亡くした子ども等への相談・援助事業	岩手県、宮城県、福島県	雇用均等・児童家庭局 総務課	児童相談係	塚田	7829
児童福祉施設等給食安心対策事業	特定被災地方公共団体又は 汚染状況重点調査地域(青 森県、岩手県、宮城県、福島 県、茨城県、栃木県、群馬 県、埼玉県、千葉県、新潟 県、長野県)	雇用均等・児童家庭局 保育課	地域保育係	宮澤	7928
保育料等減免事業	全国(本事業の対象となる被 災者が居住する自治体に限 る。)	雇用均等・児童家庭局 保育課	運営費係	松浦	7929
寄り添い型相談支援事業	全国	社会・援護局地域福祉 課	地域福祉係	滝澤	2859

地域支え合い体制づくり事業	岩手県、宮城県、福島県、新潟県	老健局振興課	福祉用具・住宅改修係	和田	3985
心のケアセンターでの活動	岩手県、宮城県、福島県	社会・援護局障害保健部 精神・障害保健課	心の健康係	中村	3069
被災地健康支援事業	岩手県、宮城県、福島県	健康局がん対策・健康増進課 保健指導室	保健指導係	西堀	2398
東日本大震災被災自治体における保健師の確保に向けた取組への協力依頼	全国	健康局がん対策・健康増進課 保健指導室	保健指導係	西堀	2398
国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・障害福祉サービス等の特別措置（窓口負担・保険料の減免）	東電福島第一原発事故に伴う ・緊急時避難準備区域 ・帰還困難区域 ・居住制限区域 ・避難指示解除準備区域 ・特定避難勧奨地点 ※解除・再編された区域・地点を含む。	保険局国民健康保険課 保険局高齢者医療課 老健局介護保険計画課 社会・援護局障害保健部 障害福祉課	企画法令係 企画法令係 企画法令係 福祉サービス係	仲嶋 那須 白須 松山、峰	3258 3198 2164 3091

被用者保険の特別措置 (窓口負担の免除・保険料の減免)	東電福島第一原発事故に伴う ・緊急時避難準備区域 ・帰還困難区域 ・居住制限区域 ・避難指示解除準備区域 ・特定避難勧奨地点 ※解除・再編された区域・地点を含む。	保険局保険課	企画法令第一係	登美	3250
介護施設等の災害復旧	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県(「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」の特定被災地方公共団体が対象)	老健局高齢者支援課	施設係	梁瀬	3928
被災した各種施設等の災害復旧に対する支援 障害福祉サービス事業所等	岩手県、宮城県、福島県	社会・援護局障害保健部 障害福祉課	福祉財政係	金子、高山	3035
障害福祉サービスの再構築支援	岩手県、宮城県、福島県	社会・援護局障害保健部 障害福祉課	福祉サービス係	松山	3091
児童福祉施設等の東日本大震災に係る災害復旧費について	岩手県、宮城県、福島県	雇用均等・児童家庭局 総務課	調整係	香取	7830

児童福祉施設等の事業復旧に係る設備整備について	岩手県、宮城県、福島県	雇用均等・児童家庭局 総務課	調整係	香取	7830
保健衛生施設等災害復旧費補助金	青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、新潟県	健康局総務課指導調査室	施設係	山下	2322
水道施設の災害復旧に対する支援(復興)	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県	健康局水道課	簡易水道係	門馬	4027
被災地域における地域医療の再生支援(地域医療再生基金)	(平成27年度予算案) 岩手県、宮城県、福島県及び茨城県	医政局地域医療計画課 医師確保等地域医療対策室	地域医療支援係	圖司	2557
地域医療支援センター運営事業	全都道府県での実施を推進	医政局地域医療計画課 医師確保等地域医療対策室	地域医療支援係	圖司	2557

被災地における福祉・介護人材確保事業	福島県相双地域等	社会・援護局 福祉基盤課福祉人材 確保対策室	資格・試験係	長谷川、中川	2867
震災等対応雇用支援事業	被災3県〔岩手県、宮城県、 福島県（岩手県、宮城県は沿 岸部）〕の災害救助法適用地 域 ※平成26年度までは被災5 県（青森県、岩手県、宮城 県、福島県、茨城県）の災害 救助法適用地域	職業安定局雇用開発 部 地域雇用対策室	地域雇用創出係	大村、岡田、石郷岡	5794
事業復興型雇用創出事業	被災3県〔岩手県、宮城県、 福島県（岩手県、宮城県は沿 岸部）〕の災害救助法適用地 域 ※平成26年度までは被災5 県（青森県、岩手県、宮城 県、福島県、茨城県）の災害 救助法適用地域	職業安定局雇用開発 部 地域雇用対策室	地域雇用創出係	大村、岡田、石郷岡	5794
福島避難者帰還等就職支援事業	①福島雇用促進支援事業： 福島県 ②福島雇用創出総合支援事 業：福島県 ③福島帰還希望者就職支援 事業：新潟県、山形県、埼玉 県、東京都、大阪府 ④福島避難者等就職支援事 業：福島県、岩手県、宮城県	職業安定局雇用開発 部 地域雇用対策室	地方就職支援係 ／ 特定地域対策係	勝部／佐伯、樋村	5864／5842

ハローワークにおける職業相談・職業紹介等の就職支援	全国	職業安定局 首席職業指導官室	職業紹介係	日高、並木、宮野	5774
被災3県の建設等人材確保に係る対策	岩手県 宮城県 福島県 ※ただし、雇用管理改善・人材育成に係る施策については全国的な施策	職業安定局雇用開発部 建設・港湾対策室	労働福祉係	坂根、木下	5803
食品中の放射性物質への対応の流れ	全国	食品安全部監視安全課	化学物質係	西城	4242
食品の基準値の設定について	全国	食品安全部基準審査課	規格基準係	小山内	4281
原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の対象食品	14県(福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県)	食品安全部監視安全課	化学物質係	西城	4242

流通食品をもとにした線量推計について	13都道府県(福島県、北海道、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、大阪府、高知県、長崎県)	食品安全部基準審査課	規格基準係	小山内	4281
(参考)食品をもとにした線量推計について	13都道府県(福島県、北海道、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、大阪府、高知県、長崎県)	食品安全部基準審査課	規格基準係	小山内	4281
食品中の放射性物質対策に関するリスクコミュニケーションの主な取組	全国	食品安全部企画情報課	リスクコミュニケーション係	後藤	2493
原子力発電所の事故に係る労働者の放射線障害防止対策	福島県	労働基準局安全衛生部 労働衛生課 電離放射線労働者健康対策室	企画係	安井、齊藤	2181